



令和2年1月30日

江東区長
山崎孝明様

江東区特別職報酬等審議会
会長 中村浩紹

特別職の報酬及び給料の額の適否について（答申）

令和2年1月17日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申します。

江東区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 浩 紹

会長職務代理者 杉 田 次 助

委 員 天 野 幸 子

委 員 岡 晃 司

委 員 金 田 恵美子

委 員 庄 司 良 雄

委 員 鈴 木 健 之

委 員 中 山 由 紀

委 員 渡 辺 恵 司

委 員 渡 辺 哲 三

令和元年度江東区特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、令和2年1月17日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

- (1) その職責の重要性に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- (2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。（均衡の原則）
- (3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

3 特別職の職責について

急増を続ける本区の人口は、昨年4月に52万人を突破し、今なお増加し続けている。こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、複雑・多様化する区民要望に対し的確に対応するため、より高度な判断力と実行力が求められており、その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。

また、区議会議員においても、区政課題解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められるとともに、区的意思決定と行政

のチェックを行う機関として、その役割と職責の重要性は増している。

発展を続ける本区においては、人口増加に伴う行政需要の高まりへの対応をはじめ、本年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の年にもあたり、大会を成功へと導くための支援のほか、大規模自然災害への対応など、取り組むべき課題は年々増加している。

このような当面する喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めるところである。令和元年度の同勧告における改定は、月額0.58%の引き下げ及び特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数0.15月の引き上げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり改定が行われたところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成29年度以降、据え置かれた状況が続いているが、今年度の他区における特別職の報酬等の改定状況を見ると、現時点で23区中13区が一般職と同率程度の答申となっている。

また、令和元年6月1日時点での年収の額について本区と他区との特別職を比較すると、区長については上位から4番目、その他の役職では1番目から11番目となっており、特別区の平均額と比較するといずれも高い水準にある。とりわけ、区長の年収の額についてみると、特別区の平均額を714,857円上回っており、23位である豊島区長の年収額を2,032,305円上回っている状況である。

また、日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気は、緩やかな回復基調が続いており、先行きも緩やかに回復していくことが期待されている。

一方、本区の財政状況については、人口増加等に伴う税収増、職員定数の削減、事業の民間委託、施策の積極的な見直しや事務の効率化等の行財政改革の効果もあり健全な状態にあるが、歳入環境は景気動向に左右されやすい脆弱な構造であり、将来的には楽観視できない。また、歳出面でも、今後の人口増加や高齢化の進展に伴う社会福祉関連費の増大など、予断を許さな

い状況に変わりはない。

5 結 論

以上を踏まえた結果、報酬等の額の適否については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催による職務の増加などを考慮し、報酬等の額を引き上げるべきとの意見もあったが、他区の特別職の報酬等の額との均衡や、現在の社会経済情勢等における区民感情を鑑み、据え置きとすることが適当であるとの結論に至った。

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性その他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて尽力されることを期待するものである。